平成２９年（フ）第１５号
福岡県行橋市大字下検地1064番地８
債務者　田中　裕也
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
福岡県行橋市行事６丁目４番５号　米町ハイツＢ101
債務者　廣田　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
福岡県京都郡苅田町大字稲光671番地（町営住宅27号）
債務者　杉本　正彦
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
青森県三沢市南町４丁目31番地3720号
債務者　千葉　由子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１２号
青森県十和田市大字三本木字里ノ沢１番地459
債務者　蓮沼美代子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１５号
青森県三沢市桜町３丁目１番21号　桜町団地403号室
債務者　佐々木榮子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１８号
山形県酒田市若宮町２丁目８番４号、住民票上の住所山形県東田川郡庄内町常万字常岡111番地
債務者　加藤　律子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第５０号
千葉県浦安市猫実１丁目８番１―301号　猫実第２市営住宅
債務者　根田　由加（旧姓積田）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３号
埼玉県川口市西川口６丁目19番26号
債務者　海老澤竜則
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
埼玉県蕨市塚越５丁目４番16号　ツクバハイツ302号
債務者　千葉　大和
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
埼玉県蕨市塚越５丁目４番16号　ツクバハイツ302号
債務者　千葉　由香
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
埼玉県新座市馬場４丁目７番17号　クレセントモア104号室
債務者　岩﨑　隆真
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目37番地　エルディムリバーサイド205号
債務者　濱野　美穂
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
さいたま市北区吉野町２丁目253番７、住民票上の住所神奈川県相模原市南区新戸2107番地１　スターハイム石川　101
債務者　佐藤　光浩
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
長野市川中島町今井原８番地１　今井団地３―504号
債務者　山岸裕希乃
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
長野市神明22番地
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
長野県中野市大字中野13番地５
債務者　鈴木　景一
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係